

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第2号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県外衣・シャツ製造業最低工賃（令和6年福島労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月24日

福島労働局長 岡田 直樹

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 福島県の区域内で外衣製造業又はシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目	工程	金額		
男子既製	上衣	袖裏まつり	10センチメートルにつき 28円	
		袖まつり星入れ	10センチメートルにつき 19円	
		袖口裏まつり	10センチメートルにつき 19円	
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 18円	
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 13円	
		襟付けまつり	10センチメートルにつき 22円	
		下襟からげまつり	10センチメートルにつき 23円	
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 21円	
		背脇（脇裏）まつり	10センチメートルにつき 22円	
		背鎖止め（本鎖のもの）	3センチメートルにつき 33円	
		パンツまつり	10センチメートルにつき 28円	
		パンツ止め（×印に限る）	1か所につき 11円	
		背裾奥まつり（背抜きのものに限る）	10センチメートルにつき 19円	
		前裏裾奥まつり及び背抜き以外の背裾奥まつり	10センチメートルにつき 16円	
		小ボタンのボタン付け	1個につき 18円	
		糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき 39円
			毛芯縫製のもの	1枚につき 154円
		洋服	ズボン	腰裏まつり
腰裏かんぬき止め	1か所につき 10円			
小股千鳥	10センチメートルにつき 52円			
天ぐまつり	3センチメートルにつき 8円			
前立てまつり	3センチメートルにつき 10円			
後中央まつり	3センチメートルにつき 12円			
小ボタンのボタン付け	1個につき 18円			
糸くず取り	1本につき 50円			
上衣 スカート スラックス コート ワンピース ブラウス	袖裏まつり			10センチメートルにつき 21円
	襟付けまつり	10センチメートルにつき 22円		
	裾奥まつり	10センチメートルにつき 14円		
	ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの 1個につき 13円		

婦		裏穴のボタンを付けるもの	1 個につき	13円	
		4つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき	14円	
		玉縁ボタンホール	1 個につき	37円	
		かぎホック付け	1 組につき	29円	
		スナップ付け	1 組につき	29円	
		糸ループ付け（本鎖のもの）	3センチメートルにつき	25円	
		パンツ止め（×印に限る）	1 か所につき	11円	
		鎖止め（本鎖のもの）	2センチメートルにつき	19円	
	人	糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1 枚につき	33円
			上衣・総裏のものについて行うもの	1 枚につき	21円
上衣・半裏のものについて行うもの			1 枚につき	29円	
スカート又はスラックスについて行うもの			1 本につき	19円	
コートについて行うもの			1 枚につき	33円	
ワンピースについて行うもの			1 枚につき	25円	
ブラウスについて行うもの			1 枚につき	18円	
プリーツ止め（×印に限る）			1 か所につき	10円	
服	スカート スラックス	小股千鳥	10センチメートルにつき	21円	
		シックまつり	10センチメートルにつき	19円	
		ウエストまつり	10センチメートルにつき	13円	
ワンピース ブラウス	パット付け	1 組につき	59円		
ワイシャツ	毛羽取り	半袖について行うもの	1 枚につき	29円	
		長袖について行うもの	1 枚につき	37円	

備考(1) 「金額」欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程の全てを委託する場合に限る。

4 効力発生の日 令和8年5月1日